

○第三種監視化学物質に係る有害性の調査のための試験の方法について
(平成16年3月25日 平成16・03・19 製局第6号、環保企発第040325004)

最終改正：平成20年7月4日

第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（平成15年経済産業省、環境省令第10号）第1条に規定する藻類の生長に及ぼす影響、ミジンコの繁殖に及ぼす影響、魚類の初期生活段階における生息又は生育に及ぼす影響その他第三種監視化学物質の環境における残留の状況からみて経済産業大臣及び環境大臣が特に必要があると認める生活環境動植物の生息又は生育に及ぼす影響についての調査のための試験は、原則として下記の方法により行うこととする。

記

1 藻類の生長に及ぼす影響に関する試験（藻類生長阻害試験）

原則として「新規化学物質等に係る試験の方法について」（平成15年11月21日薬食発第1121002号、平成15・11・13製局第2号、環保企発第031121002号）に規定する藻類生長阻害試験又は経済協力開発機構（OECD）における試験法ガイドライン（OECD理事会決定〔C(81)30 最終別添1〕をいう。以下「OECD テストガイドライン」という。）201で定められた方法に準じて実施する。

2 ミジンコの繁殖に及ぼす影響に関する試験（ミジンコ繁殖試験）

原則として OECD テストガイドライン211で定められた方法に準じて実施する。

3 魚類の初期生活段階における生息又は生育に及ぼす影響に関する試験（魚類初期生活段階毒性試験）

原則として OECD テストガイドライン210で定められた方法に準じて実施する。

4 第三種監視化学物質の環境における残留の状況からみて経済産業大臣

及び環境大臣が特に必要があると認める生活環境動植物の生息又は生育に及ぼす影響に関する試験

当該第三種監視化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その第三種監視化学物質が環境中において底質に分布し残留しやすいものであつて、かつ、その第三種監視化学物質による底質の汚染により底質中の生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれる場合には、ユスリカの生息又は生育に及ぼす影響に関する試験（底質添加によるユスリカ毒性試験）とし、当該試験は、原則として OECD テストガイドライン218で定められた方法に準じて実施する。